

身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人恵里会

ケアハウス光の海

1. 基本的な考え方

基本理念

身体的拘束は、入居者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。ケアハウス光の海（以下、「施設」という。）では、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしないことを基本理念とする。

(1) 緊急・やむを得ない場合の3原則

緊急・やむを得ず身体的拘束を行う場合には、次の3つの要件をすべて満たすことが必要である。

① 切迫性

入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に事態を収拾する方法がないこと。

③ 一時的

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 身体的拘束に該当する具体的行為

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為は以下のとおり。

① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。

② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。

③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。

⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。

⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

⑪ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

基本方針

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

身体的拘束を適正化することを目的として「身体的拘束適正化検討委員会」を設置する。

(2) 身体的拘束及び行動制限の原則禁止

施設では、サービスの提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者の身体的拘束及びその行動制限を原則禁止とする。

(3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置としてやむを得ず身体的拘束を行う場合については、身体的拘束適正化検討委員会において事前に十分検討を行い、身体的拘束による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件をすべて満たした場合のみ、本人又は家族の同意を得て行う。

身体的拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 入居者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応答等で、入居者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 入居者の思いをくみ取り、入居者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 入居者の安全を確保するため、入居者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

2 身体的拘束等適正化のための組織体制

次の取組みを継続的に実施し、身体的拘束等適正化のための体制を維持・強化する。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置・運営

施設において、身体的拘束適正化を目指すための取組み等の確認・改善を検討するため、設置要綱に基づき身体的拘束適正化検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。なお、虐待防止委員会と一体的に運営する。

① 委員会の構成

委員会は、施設長及び生活相談員、その他正規職員で構成する。

② 委員会の開催

委員会は、年1回以上開催することとし、その取組みの確認・改善等を検討する。また、特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施した場合には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討するため開催する。

③ 委員会における検討事項

ア 身体的拘束等に関する指針、マニュアル等の作成及び見直し

イ 身体的拘束のない安全な環境を確保するための職員教育や訓練、施設整備等の実施

エ 身体的拘束廃止に関する職員研修等の実施

オ その他身体的拘束廃止のために必要な事項の検討

3 身体拘束発生時の対応・報告に関する基本方針

(1) 対応

施設においては、平素から身体的拘束を検討する必要のある入居者はいないが、何らかの原因で3要件に該当する事案が発生した場合、施設長等の判断を得て身体的拘束を行うことになるが、可能な限り本人を落ち着かせ、身体的拘束を避ける努力をする。

やむを得ず身体的拘束を行った場合には、次の項目について具体的に本人及び家族等に説明し、書面で確認を得る。

(2) 報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施した場合には、身体的拘束の実施状況や入居者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行う。

4 身体的拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重した入居者への対応を徹底し、職員教育を実施する。

(1) 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施（行政等ほか機関による研修を含む。）

(2) 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

5 入居者等に対する当該指針の閲覧

施設の身体的拘束適正化のための指針は、入居者及び家族等が自由に閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。また、施設ホームページにも公開する。

6 その他の身体的拘束等の適正化推進のための基本方針

身体的拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員のすべてが身体的拘束の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくする取組みをしなければならない。

附則

この指針は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この指針は、令和6年2月1日から施行する。